

第4回福岡市個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会

日 時	平成27年3月26日(木) 10:00~12:00
場 所	福岡市役所 15階 1503会議室
出席者	<p>特定個人情報保護評価部会 (敬称略, 委員は五十音順)</p> <p>部会長 村上 裕章 委 員 石森 久広 委 員 五十川 直行 委 員 馬場 明子</p> <p>事務担当課</p> <p>財政局税務部税制課 税務システム係長 城塚 薫 税務システム係員 崎山 幸一</p> <p>関係課</p> <p>総務企画局ICT戦略室システム刷新課 システム刷新係長 原 龍一 システム刷新係員 川原 芳和 株式会社ケーケーシー情報システム 小柴 宏記</p> <p>事務局</p> <p>総務企画局行政部 行政部長 中村 郁子 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 豊嶋 英司 個人情報保護係員 曾我 まどか 個人情報保護係員 浅地 瑞保</p>
議 題	1 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書(案)

議題1 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書(案)

- (税制課) 地方税の賦課徴収に関する事務に係る全項目評価書(案)について説明。
- (部会長) 委託の箇所、再委託とあるが、本件は再委託の必要性があるのか。
- (税制課) プログラミングの量が多いので、一部については、委託先の富士通株式会社以外の別の会社のSEに依頼する必要がある、その関係で再委託している。
- 今後、番号制度のシステム改修もあるので、システム改修の規模によっては若干増えることはあるが、基本的には、10人前後で業務を行ってもらっている。多少の入れ替わりはあるが、管理体制としては、プロジェクトの管理者とリーダーで作業員を管理する体制があり、入れ替わる部分は基本的に作業員レベルとなる。

プロジェクト責任者は、委託先である富士通となる。リーダーは、富士通であったり、再委託先であったりする。委託先が再委託先の作業員に指示を行い、パーツを作業員がそれぞれ分担して構築していくという流れになる。アクセスに関して、専用のIDを付与し、データを誰が扱ったか分かる仕組みになっている。再委託先にも、委託先と同様の個人情報保護の責務が生じると契約書にあるので、市が直接監督することはできないが、会社として個人情報の保護をきちんとしてもらおうということになる。

- (委員) これまでのシステムもそうだったという理解でよいのか。今の話では、受託先の富士通に責任が集中するように思えたが、再委託先まで福岡市が把握しておく必要があるのではないかと。
- (税制課) これまでも同様のシステムであった。流れとしては、富士通から従事者名簿の提供を受け、責任者、リーダー、作業員それぞれの作業部分に見合った権限を、情報システム課で付与している。
- (部会長) 福岡市の監督が再委託先にも及んでおり、福岡市の方でも、誰が作業員か把握しており、委託先か再委託先かどうかわかっているということか。
- (税制課) そうである。ただ、福岡市が行っているのは再委託の承認であり、直接的な法的関係は生じない。再委託先のトラブルによって損害が生じた場合、損害賠償請求等は、福岡市から再委託先企業の作業員に対してではなく、再委託を行っている富士通に対して行うこととなる。
- (ケーケーシー) 情報システム関係は、専門性が高いため、再委託や、場合によっては再々委託もあり得る業界である。事故が発生した場合は、福岡市に責任が生じるので、富士通が再委託をするときに、福岡市と富士通間の契約と同等の安全管理をとっているかどうか、福岡市が合意事項を確認する必要があると思う。
- (税制課) 富士通と品質合意書を取り交わしており、セキュリティに関する取扱事項については、再委託先にも縛りをかけることとしている。福岡市が富士通との間で取り交わした文書中には、セキュリティに関する項目を遵守するという内容が記載されており、富士通は再委託先とも同様の文書を取り交わしていると聞いている。
- (部会長) そういった書類の作成の事実等は、福岡市の方では実際に確認しているか。
- (税制課) 確認することは可能だろうと思う。本件は、情報システム課所管の契約なので、詳細はわからないが、税部門での委託契約については、契約内容の確認、点検はしている。
- (ケーケーシー) 頻繁にはないと思うが、契約事項の中に、点検や監査に応じることと書いていると思うので、書面による報告という形で、確認を行っているところはあるだろう。
- (委員) 消去は5年とあったが、5年を過ぎたら消去するのか。
- (税制課) 保管期間は6年以上10年未満となっているが、市税総合情報システム上は、保管容量が決まっており、その後ホスト常駐外等システムに個人情報を移して保管している。税目によって状況が異なるが、固定資産税はかなり遡って税額を返還するケースがあるため、永年で保管している部分もある。個人市民税の課税期間は、3年が基本だが、4年目の時点でほとんどのデータが不要となり、4年目のデータをホスト常駐外等システムで待機させることとなる。項目によって異なるため、なかなか保管期間を一概に説明するのは難しい。
- (委員) 消去は、どのように行うのか。

- (税制課) データベース上の、対象年度のデータそのものがなくなる。その処理自体は、ホストコンピュータで一括処理できる仕組みとなっているので、消去日を決め、その後消去されていることだけを確認する。
- (部会長) ホスト常駐外等システムとは、バックアップみたいなもので、データを移して、期限がきたらそちらも消去するということか。バックアップも同じ期間保存するのか。
- (税制課) ホスト常駐外システムについては、ご認識の通りである。バックアップは比較的長く保管している。ホストコンピュータの全てのデータ移動させるのではなく、必要最小限のデータをバックアップするので、バックアップの部分には個人番号は連携しない。
- (委員) 死者の個人番号も同じように、定期的に削除する仕組みとある。税の種類によって違うだろうが、死者の個人情報はどうような扱いとなるのか。
- (税制課) 死者の個人番号は、固定資産税で相続人が確定しない状態や、滞納があるまま亡くなる場合があるため保管しており、基本的には生存する個人と同じ取り扱いとなる。相続され名義も変われば、死者の個人番号は使わなくなるので、使わなくなった時点で消去する。
- (部会長) 資料に、データの運搬方法をDVDによる運搬から、専用線による伝送方式に改めたとあるが、物理的にDVD等を運ぶことはあるのか。
- (税制課) ある。(運搬方法の詳細について説明。)
また、個人番号が記載された紙データの受渡しについては、2名体制で、蓋の閉まる箱を用いて搬送を行うことと明記している。
なお、納税通知書には個人番号を記載するようになってはいるが、督促状や催告状には個人番号は記載しないので、委託先としては挙げていない。
- (部会長) 軽自動車税に関する委託はどうか。
- (税制課) これに関しては、個人番号が載るかはっきりしていない。全国的に軽自動車の取り扱いがあり、その中で住基カード関係を扱っているところを介し、LGWANという回線の利用検討中である。
- (部会長) 資料に情報セキュリティ研修とあるが、具体的にどういうものなのか。
- (税制課) (情報セキュリティ研修について説明。)
また、監査については入札で決めた外部機関に依頼している。年度ごとに対象のシステムを絞るので、優先度の高いところから順に監査を行う。
- (委員) 従業者に対する教育・啓発の現段階の評価で「特に力を入れて行っている」となっている。
- (税制課) 市税総合情報システムについては、実施基準に達しているので「十分に行っている」としている。従業者の教育・啓発については、セキュリティポリシーの中の教育方針に従ってセキュリティ情報等の周知を頻繁に行っている。さらに、教育方針の中に入っていない、外部講師を招いての情報セキュリティ講習会の開催を行っていることから、「特に力を入れて行っている」とした。

議事終了 閉会